平成２５年（フ）第７６号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎2099番地３
破産者　有限会社フルヤ商事
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７７号
東京都羽村市玉川１丁目３番８号多摩ハウス８
破産者　古屋　哲也
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
東京都羽村市玉川１丁目３番８号多摩ハウス８
破産者　古屋美由紀
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５２号
東京都小金井市東町１丁目30番13号グリーンハイム102
破産者　本波　　修
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９２号
東京都三鷹市下連雀４丁目１番３―401号
破産者　光武　哲也
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５４８号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番１―808号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂７丁目11番８号パームヒル赤坂ビル４階
破産者　株式会社ミラン・インターナショナル
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３号
横浜市南区吉野町５丁目22番10―702号
破産者　株式会社クリア
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８３号
岐阜県関市寿町２丁目68番、住民票上の住所岐阜県関市寿町２丁目３番17号
破産者　宮坂　　和
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４８４号
岐阜県関市寿町２丁目68番、住民票上の住所岐阜県関市寿町２丁目３番17号
破産者　宮坂　晴子
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２２９号
静岡県富士市今泉4001番地の５　雇用促進住宅１―110号、前住所静岡県富士市厚原2268番地、前々住所静岡県富士市天間1559番地の７
破産者　山崎　幸理
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１号
静岡県富士市松岡287番地の12
破産者　株式会社渡辺工業所
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３５４号
京都府久世郡久御山町佐山新開地244番地
破産者　有限会社友永鉄工
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
広島県呉市警固屋４丁目２番20号
破産者　有限会社幸信丸運輸
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１１９号
山口県下関市王司上町１丁目２番20号
破産者　株式会社アノードエンジニアリング
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４号
栃木県小山市大字間々田1683番地28
破産者　寺内　政子
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１６号
栃木県栃木市新井町405番地　セジュール田村Ｃ202、従前の住所栃木県下都賀郡壬生町落合２丁目12番７号　花ハイツ203号
破産者　坂田　義博（旧姓板橋）
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１７９号
長崎県佐世保市矢峰町175番地４
破産者　江頭　啓子
１　決定年月日　平成25年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６０４号
札幌市中央区南10条西９丁目１番17―201号
破産者　田村　　聡
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４８３号
札幌市東区北11条東13丁目１番26号、開始決定時の住所札幌市北区篠路６条７丁目１番38―５号
破産者　伊林　信幸
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６号
札幌市東区中沼西５条１丁目７番３号　シャルム壱番203号
破産者　坂東江里香
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部